

「年金給付システムに係る電子計算組織運用業務委託(オペレーション業務) 一式 調達仕様書(案)」にかかる意見等

平成26年8月

日本年金機構

システム運用部 年金給付システム運用グループ

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	7	2章 (2.6.2)	質問	2-6-2 履行場所 「Ⅲ 災害発生時の暫定支払業務について、日本年金機構本部が災害等で使用できない場合は日本年金機構が指定する関西センタで即座にオペレーション業務体制を整備し対応すること。(後段省略)」から日本年金機構本部が災害等で使用できない場合を想定して予め関西地区の要員を確保することと認識しています。 「Ⅱ 暫定支払業務のうち、2回/月(4日間/月)で実施する暫定支払MT作成処理は日本年金機構本部内、又は日本年金機構が指定する遠隔地センタとする。」および「Ⅲ 災害発生時の暫定支払業務について、(中段省略)。なお、災害等を想定した支払処理の検証業務を2回/年(16日間/年)日本年金機構本部が指定する遠隔地センタで行う。」との記載がありますが遠隔地センタと関西センタは同じ場所との認識でよろしいでしょうか。また、暫定支払MT作成処理および支払処理の業務検証についても、関西地区の要員を確保し対応するとの認識でよろしいでしょうか。	場所及び要員の確保に関しては貴社の認識の通りです。